

## 老人ホームに入所している場合の小宅減

**Q** :うちの母親が要介護状態となったため、老人ホームに入所しました。この場合、自宅の土地には小規模宅地の減額特例は受けられなくなりますか？

**A** :次のような場合には、適用が受けられます。

### 【解説】

小規模宅地の減額特例は、被相続人がその宅地の上に存する建物に生活の拠点を置いていたかどうかにより判定しますが、次に掲げる状況が客観的に認められる場合には、被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当するものとして取り扱われることとされています。

- ① 被相続人の身体又は精神上の理由により介護を受ける必要があるため、老人ホームへ入所することとなったものと認められること
- ② 被相続人がいつでも生活できるようその建物の維持管理が行われていたこと
- ③ 入所後あらたにその建物を他の者の居住の用その他の用に供していた事実がないこと
- ④ その老人ホームが被相続人が入所するために被相続人又はその親族によって所有権が取得され、あるいは終身利用権が取得されたものでないこと

注)特別養護老人ホームの入居者については、介護を受ける必要がある者に該当するものとして扱い、その他については入所時の状況に基づき判断します。

